

豊岡南小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「静岡県いじめ防止基本方針」をもとに、豊岡南小学校の基本理念である「強く 正しく 明るく」のもと、『豊岡南小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より】

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、**どの子どもにも起こりうる**という事実を踏まえ、日々、「未然防止」と「**早期発見**」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「**早期対応**」を的確に行うことが必要である。

全職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、いじめ問題に取り組んでいく。

【いじめの基本認識】

- ・いじめは**人間として絶対に許されないという強い認識**に立つこと
- ・いじめ問題に対しては**被害者の立場に立った指導**を行うこと
- ・いじめ問題は**学校の在り方が問われる問題**であること
- ・**関係者が一体となって取り組むことが必要**であること
- ・いじめ問題は**家庭教育の在り方に大きくかかわる問題**であること

3 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

(1) 組織の名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任・担任、養護教諭、関係教職員
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

※必要に応じて、心理や福祉の専門家、児童相談所、医師、教員・警察官経験者等に協力を求める。

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめ事実の確認、対策案の検討。
- ・該当児童への指導、保護者への対応。
- ・外部組織への協力要請、又は警察への通報。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

4 いじめの未然防止

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

(1) いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修（いじめに関する研修会）や職員会議（生徒指導委員会）で周知を図る。
- ・児童に対して、集会や学級活動などでいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育の重点化を図り、正しく判断できる子、自他のよさや違いを認め、だれにでも温かく接する子を育てる。
- ・道徳の授業、学級活動の時間を核として、全教科・領域を通じて、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を進め、学びの実感を積み重ねることによって、確かな学力を育てる。
- ・**教員自らが人権意識を高め、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。**

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・話し合い活動の充実、児童活動等の自主的な運営やふわふわ言葉を広める活動、「さん」「くん」を付けて呼ぶなどを通して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じるができるようにする。
- ・自己目標に挑戦する体育学習や体験活動等を通して、困難な状況を乗り越えるような機会を設ける。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。(いじめ撲滅宣言、標語の募集など)

5 早期発見

早期発見の基本は、**児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること**である。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な調査やアンケートを実施し、活用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行う。

(1) 日常的な観察を充実させる

- ・授業中、休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配る。
- ・日記、連絡帳、教育相談、家庭訪問等により児童の様子を把握する。
- ・職員同士が、児童の様子で気が付いたことを、積極的に話題にする。

(2) 生活アンケートの実施

- ・年間2回実施する。(6月中旬、10月中旬)
- ・ハートケアタイム(生徒指導力を高める研修)で結果を分析し対応する。

(3) hyper-QUによる学級生活状況調査の実施

- ・6月初旬に実施する。
- ・夏休みのハートケアタイムで結果を分析し、今後の指導に生かす。

(4) いじめに関して相談できる体制を整備する

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や保健室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

6 いじめに対する措置・早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を提供する。
- ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって磐田市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 重大事態への対処

【重大事態とは】

- いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき

- ・重大事態が発生した旨を磐田市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめられた児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教育経験者・警察官経験者など外部の専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への指導、助言

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な指導、助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

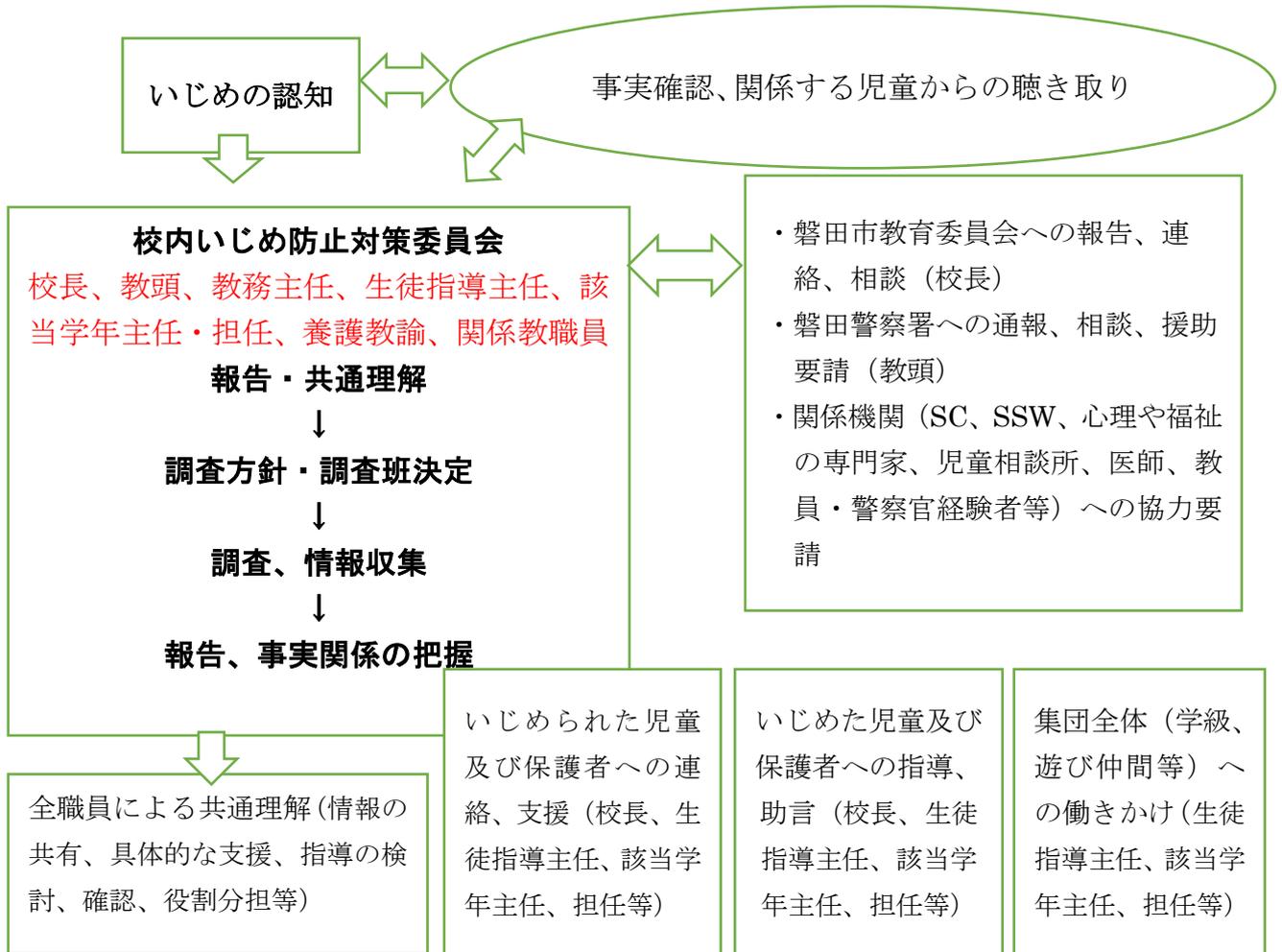
(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもネット上のいじめについての理解を求めていく。

【対応経路】



7 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- すべての教職員の共通認識を図るため、年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 校務の効率化

- 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。

(3) 学校評価の活用

- いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(4) 地域や家庭との連携

- 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。